

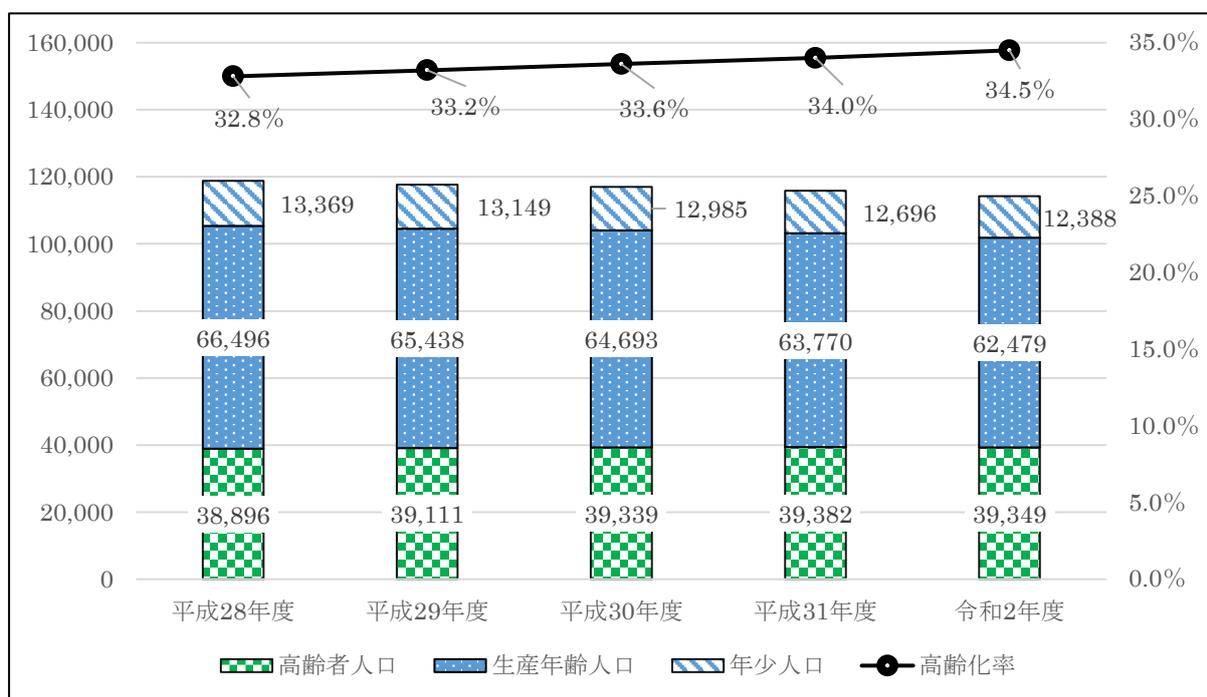
## 第2章 別府市の現状と課題

### 1. 人口等の状況（高齢者・障がい者）

#### （1）高齢者の現状

##### ① 高齢者人口と高齢化率

別府市の人口は減少し続けており、65歳以上高齢者の人口は平成31年度をピークに今後は減少に転じるとされています。高齢化率は、高齢者人口よりも生産年齢人口の減少が大きいため、高齢化率は今後も上昇見込みとなっています。



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
人口 (人)	118,761	117,698	117,017	115,848	114,216
年少人口 (人)	13,369	13,149	12,985	12,696	12,388
生産年齢人口 (人)	66,496	65,438	64,693	63,770	62,479
高齢者人口 (人)	38,896	39,111	39,339	39,382	39,349
高齢化率 (%)	32.8	33.2	33.6	34.0	34.5

年少人口：14歳以下人口 生産年齢人口：15歳以上64歳以下人口 高齢者人口：65歳以上人口

〔出典〕別府市住民基本台帳（各年度末時点）

## ② 認知症高齢者数

介護認定を受けている方のうち、認知症高齢者の日常生活自立度が自立以外の方は、令和3年3月末時点は6,562人で高齢者の16.7%となっています。

(単位：人)

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
自立	909	720	627	504	460
I (何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。)	1,154	1,237	1,226	1,230	1,179
II (日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。)	2,347	2,550	2,807	2,919	3,191
II a (家庭外で上記IIの状態がみられる。)	854	963	1,052	1,071	1,140
II b (家庭内でも上記IIの状態がみられる。)	1,493	1,587	1,755	1,848	2,051
III (日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。)	1,471	1,542	1,504	1,555	1,592
III a (日中を中心として上記IIIの状態が見られる。)	1,165	1,203	1,194	1,235	1,240
III b (夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。)	306	339	310	320	352
IV (日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。)	432	432	458	478	477
M (著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。)	112	105	121	142	123
I～Mの合計	5,516	5,866	6,116	6,324	6,562
高齢者人口に対する割合	14.2%	15.0%	15.5%	16.1%	16.7%

[出典] 介護保険課調べ(各年度末時点)

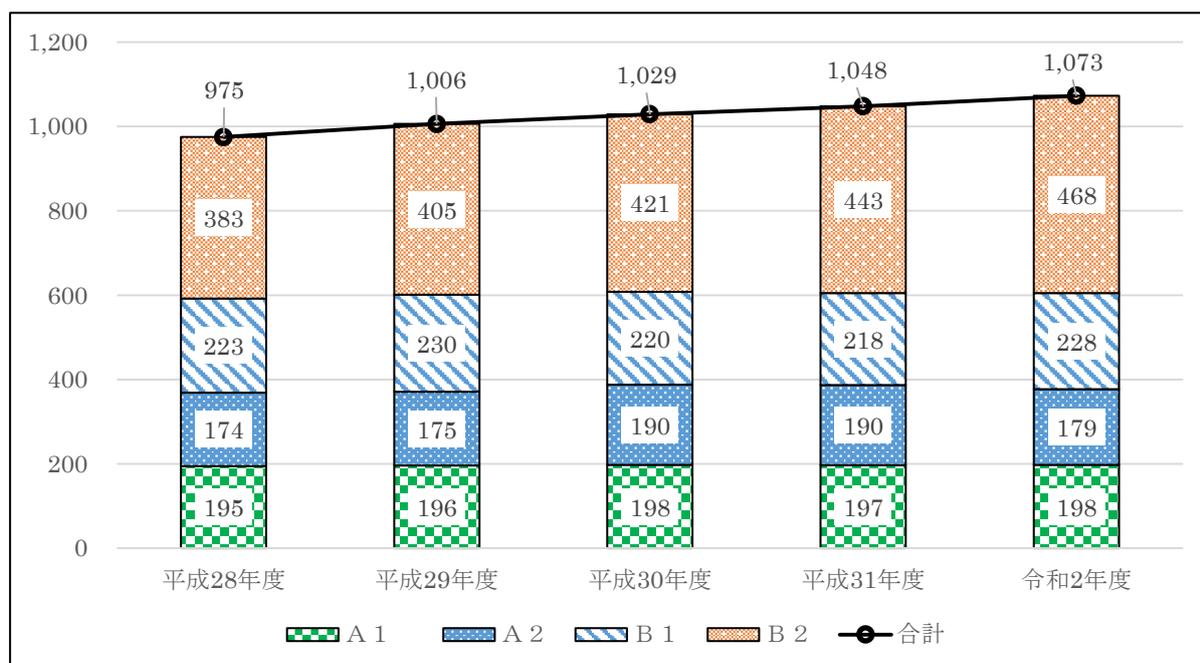
※上記の「認知症高齢者の日常生活自立度」は認定調査により把握したものであり、その合計数は介護保険事業報告の認定者数と必ずしも一致するものではない。

## (2) 障がい者の現状

### ① 知的障がい者の状況

知的障がいのある人のうち、療育手帳を所持している人は令和3年3月末で1,073人となっており、年々増加しています。重度障がい者（A1,A2）の人は微増ですが、軽度障がい者（B2）の人は平成29年3月末から85名増加し、多くなっています。

療育手帳所持者数



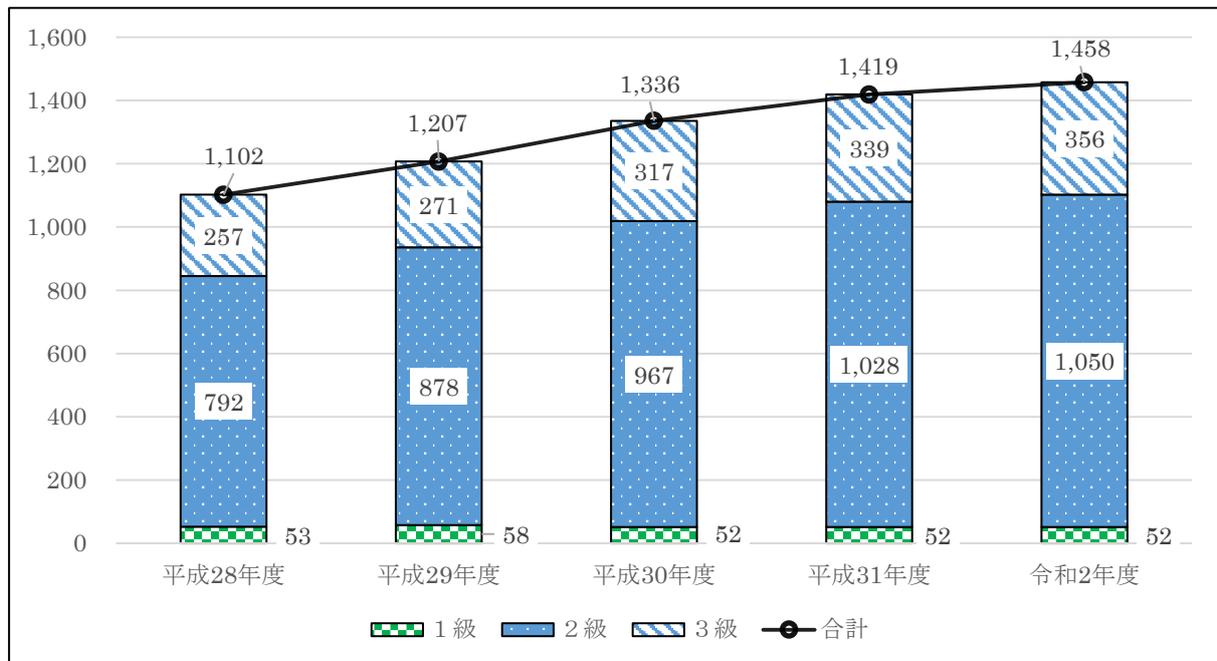
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
A1(最重度) (人)	195	196	198	197	198
A2(重度) (人)	174	175	190	190	179
B1(中度) (人)	223	230	220	218	228
B2(軽度) (人)	383	405	421	443	468
合計 (人)	975	1,006	1,029	1,048	1,073

〔出典〕 障害福祉課調べ（各年度末時点）

## ② 精神障がい者の状況

精神障がいのある人のうち、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は令和3年3月末で1,458人となっており、年々増加しています。等級別に見ると、1級の人は横ばいとなっていますが、平成29年3月末から2級の人は258人、3級の人は99人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数



	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
1 級 (人)	53	58	52	52	52
2 級 (人)	792	878	967	1,028	1,050
3 級 (人)	257	271	317	339	356
合計 (人)	1,102	1,207	1,336	1,419	1,458

〔出典〕 障害福祉課調べ（各年度末時点）

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準

1 級	精神障害の状態が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの (他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもの)
2 級	精神障害の状態が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの (必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な程度のもの)
3 級	精神障害の状態が、日常生活又は社会生活に制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

## 2. 成年後見制度等の状況

### (1) 成年後見制度利用状況

成年後見制度は、すでに判断能力が十分でない人に対して、申立てにより家庭裁判所が援助者を選任する「法定後見制度」と、将来判断能力が低下する場合に備えて、本人があらかじめ援助者や援助内容を決めておく「任意後見制度」があります。「法定後見制度」は本人の判断能力の程度によって、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

類型	後見	保佐	補助
対象	判断能力が全くない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人

各類型における利用者数は、令和3年3月末時点で法定後見が355人、任意後見が3人となっており、後見が最も多く、全体の84.1%となっています。平成30年度以降の利用者数はほぼ横ばいとなっています。

#### 成年後見制度利用者数

		平成30年度	平成31年度	令和2年度
法定後見	(人)	348	353	355
後見	(人)	296	303	301
保佐	(人)	41	39	39
補助	(人)	11	11	15
任意後見	(人)	5	6	3

〔出典〕大分家庭裁判所資料より（各年度末時点）

### (2) 成年後見制度市長申立状況

本市では「別府市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、成年後見制度を必要とする方への支援を行っています。申立ては、本人、配偶者または4親等内の親族がすることができますが、本人の能力や配偶者、親族の状況から申立てが困難であり、本人の福祉を図るために必要があると判断された時は市長が申立てを行います。

別府市長による成年後見制度利用申立てについては、平成31年度までは10人以内でしたが、令和2年度は17人となり増加しています。令和3年度も相談が増えていることから増加が見込まれています。

#### 市長申立数

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
後見	(人)	4(1)	4	6	8(2)	9(2)
保佐	(人)	1	0	2	0	6(2)
補助	(人)	0	1	0	0	2
合計	(人)	5(1)	5	8	8(2)	17(4)

※ ( ) は障がい事由とする申立て内数

〔出典〕介護保険課、障害福祉課調べ

### (3) 日常生活自立支援事業（安心サポート）の利用状況

社会福祉協議会が、認知症高齢者、知的障がい者または精神障がい者等で判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

利用者数は、ここ数年増加してきており、令和2年12月から別府市成年後見支援センターを社会福祉協議会内に設置し、同協議会に運営委託されたことによりさらに増加しています。

#### 日常生活自立支援事業利用者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
新規 (人)	0	3	17	22	35
解約 (人)	9	8	5	11	11
年度末時点 (人)	40	35	47	58	82

〔出典〕別府市社会福祉協議会より（各年度末時点）

### (4) 市民後見人育成状況

市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲が高い市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた第三者後見人等になることを希望して家庭裁判所から選任された後見人のことを言います。急速な社会の高齢化による専門職後見人の不足に対処するため、市民後見人の養成が必要となっています。

本市では令和元年度から市民後見人養成講座を開始しました。市民後見人の登録者は46人となっています。

市民後見人が選任されるためには、中核機関における支援体制の確立が必要であり、本市での選任はまだありません。

#### 市民後見人養成講座修了者数と登録者数

	平成31年度	令和2年度	計
講座修了者 (人)	35	20	55
登録者 (人)	30	16	46

### 3. ニーズ調査の結果

#### 調査の概要

##### (1) 調査の目的

別府市成年後見制度利用促進基本計画の策定に当たり、住民や事業所のご意見や現状など成年後見制度等のニーズを把握することを目的に調査を実施しました。

##### (2) 調査対象

###### ①事業所向け

高齢者関係施設 179 件、障がい者関係施設 19 件、医療機関 21 件

※障がい者関係施設は相談支援事業所のみ

###### ②一般市民向け

40 歳以上の一般市民（無作為抽出）630 人、民生委員 225 人

##### (3) 調査実施日

①令和 3 年 2 月 22 日～令和 3 年 3 月 8 日 基準日：令和 3 年 2 月 1 日

②令和 3 年 5 月 28 日～令和 3 年 6 月 14 日

##### (4) 調査方法

①メールまたは郵送による配布・回収

②郵送による配布・回収

##### (5) 調査回収結果

		配布数	回答数	回答率
① 事業所	高齢者関係施設	179	133	74.3%
	障がい者関係施設	19	19	100%
	医療機関	21	21	100%
② 一般市民		855	361	42.2%

#### 調査結果

(1) 成年後見制度等の認知度

(2) 成年後見制度の利用ニーズについて

(3) 事業所の対応状況

(4) 市民後見人について

(5) 成年後見制度の課題（自由記述）

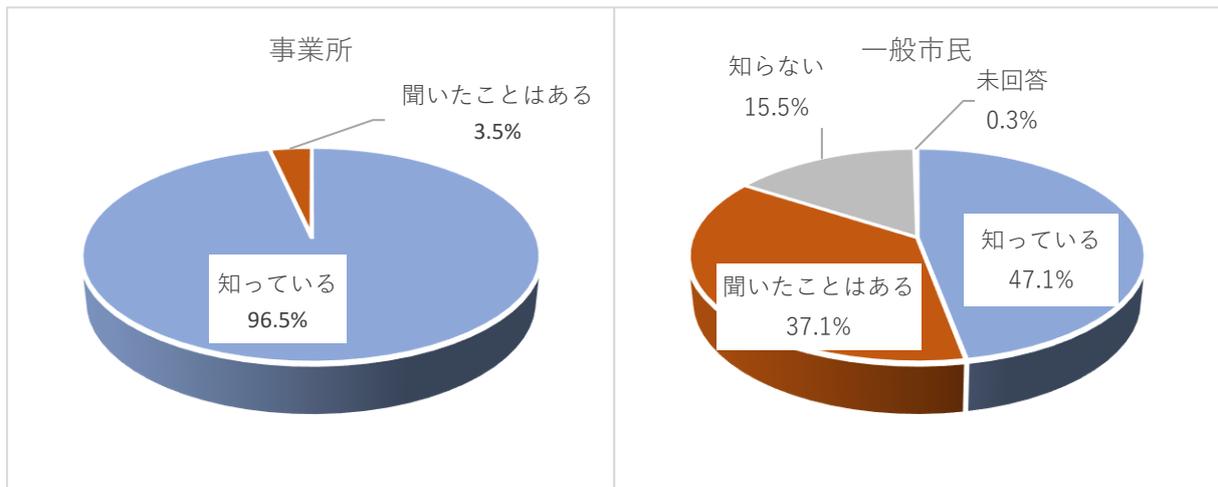
## 調査結果

### (1) 成年後見制度等の認知度

#### ①成年後見制度の認知状況

「成年後見制度を知っていますか」との問いに対し、「知っている」と答えた「事業所」は96.5%、「一般市民」は47.1%となっています。「聞いたことはある」と答えた方はそれぞれは3.5%、37.1%となっています。また、「知らない」と答えた「事業所」はなく、「一般市民」は15.5%となっています。

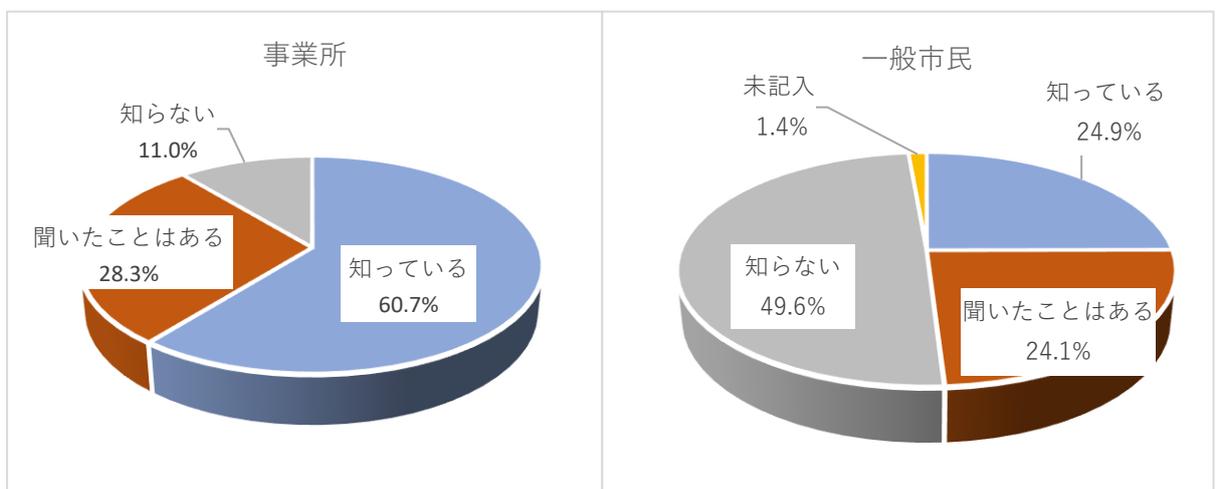
「事業所」は成年後見制度の周知率が高いのに対し、「一般市民」は半数以上が制度の内容を知らない状況となっており、認知度が低い状況です。



#### ②別府市成年後見支援センターの認知状況

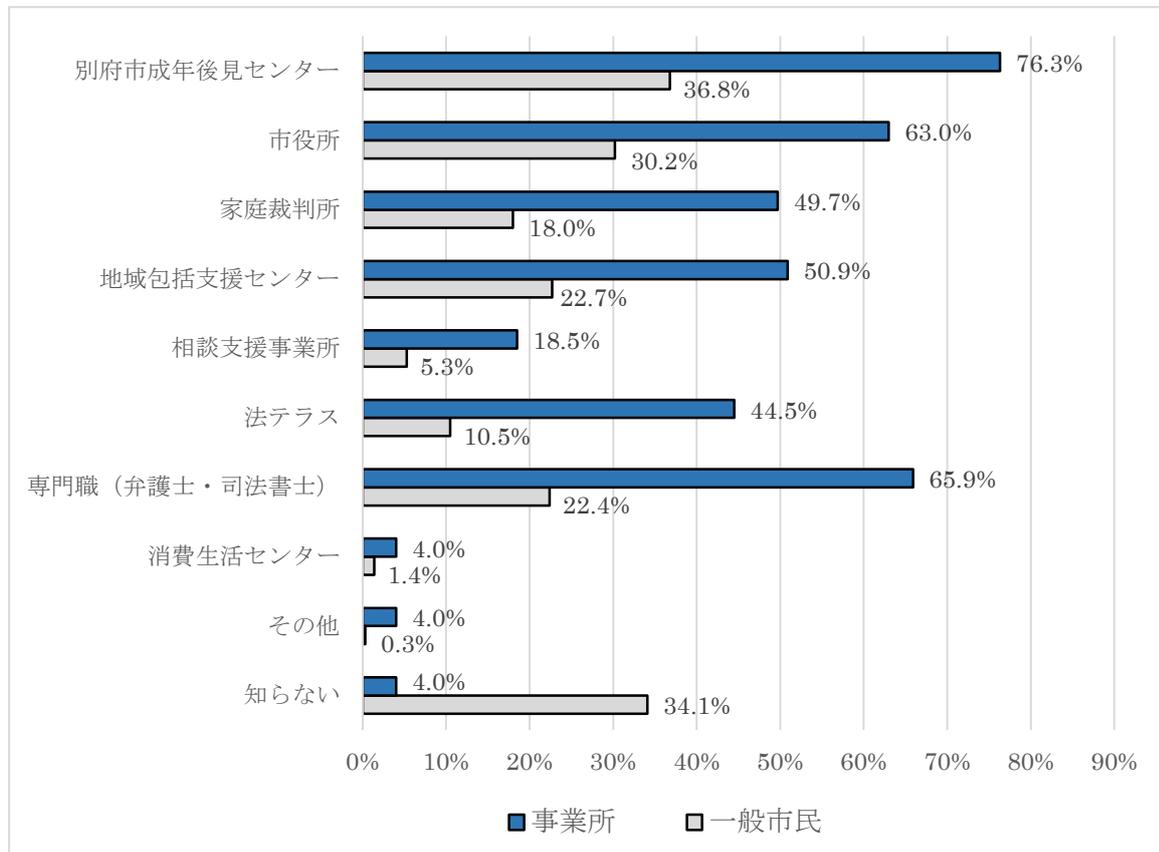
「別府市成年後見支援センターを知っていますか」との問いに対し、「知っている」と答えた「事業所」は60.7%、「一般市民」は24.9%となっています。「聞いたことはある」と答えた方はそれぞれ28.9%、24.1%となっています。また、「知らない」と答えた方は11.6%、49.6%となっています。

令和2年12月にセンターが開設されたところであり、認知度はまだ低い状況です。



### ③成年後見制度の相談窓口の認知度

相談窓口を「知らない」と答えた「事業所」は4.0%、「一般市民」は34.1%となっています。知っている窓口は、「事業所」は別府市成年後見センター、専門職（弁護士・司法書士）、市役所の順に多く、「一般市民」は別府市成年後見センター、市役所の順に多くなっています。



## (2) 成年後見制度の利用ニーズについて

### ①将来の不安、利用希望、周囲の人の状況

一般市民には自分自身と周囲の人について、事業所には利用者について調査をしました。

一般市民の「将来において不安に思っていること」は「福祉サービス・入院等契約手続き」が20.8%と多く、次いで「相続の手続き」「死後事務」「不動産等の処分の手続き」について不安に思っている人が多い状況です。不安に思っていることのどの項目にもチェックしなかった人はいませんでした。自分自身の成年後見制度の利用希望については、「わからない」が56.8%と多く、「利用したい」人が20.8%いる一方、「利用したくない」人も同程度となっています。

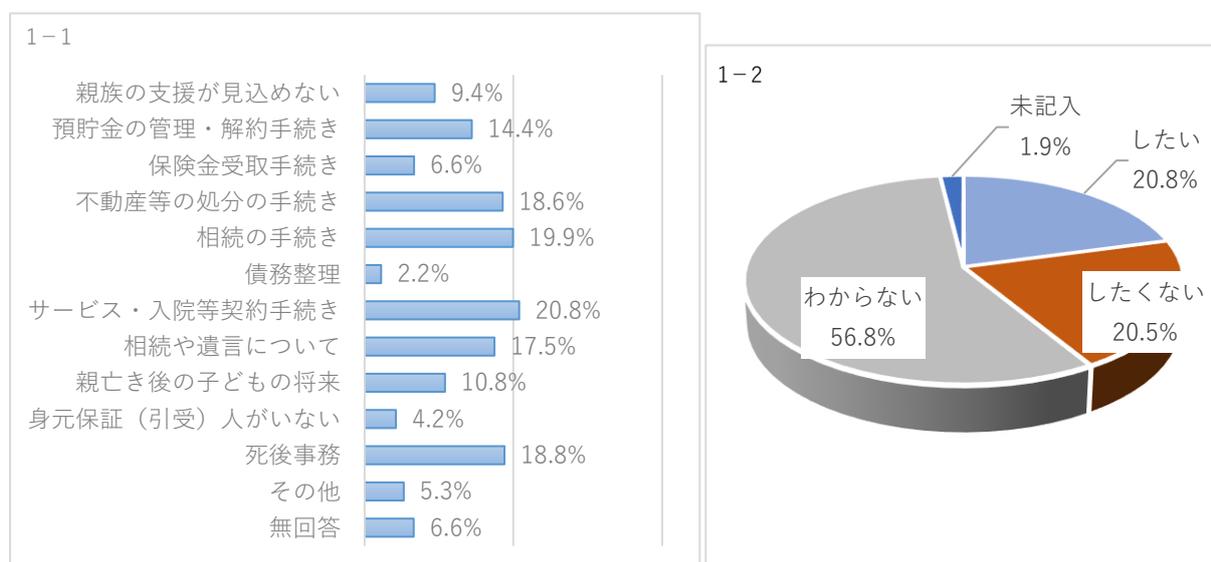
一般市民は「あなたの周りで今後成年後見制度の利用が必要と思われる方がいますか」との問いに対し、「いる」は22.4%、「いない」は75.6%となっています。「いる」と答えた人の必要な理由については、「親族の支援が見込めない」が58.0%と最も多くなっています。

事業所は「今後成年後見制度が必要と思われる方がいますか」との問いに対し、「いる」は67.6%、「いない」は30.6%となっています。必要な理由については、「親族の支援が見込めない」、「身元保証人がいない」、「貯金の管理・解約手続き」が多くなっています。

<一般市民>

1-1 「あなた自身の将来において不安に思っていることはありますか。」

1-2 「あなた自身が認知症などで判断が十分にできなくなったときに、成年後見制度を利用したいと思いますか。」



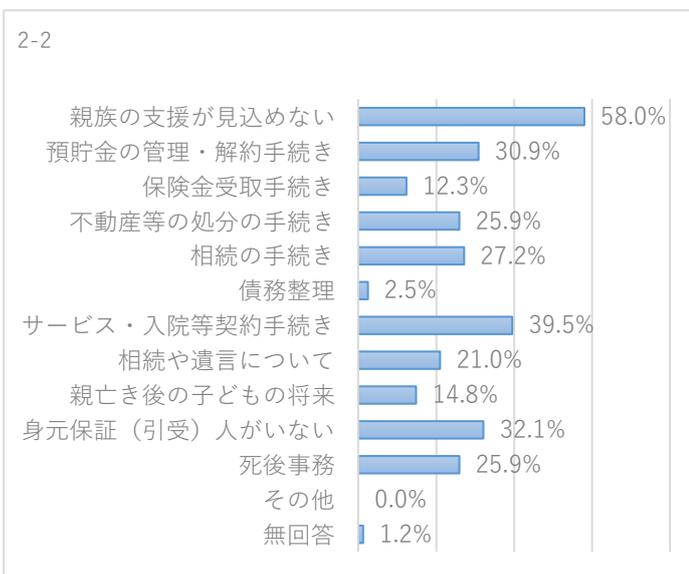
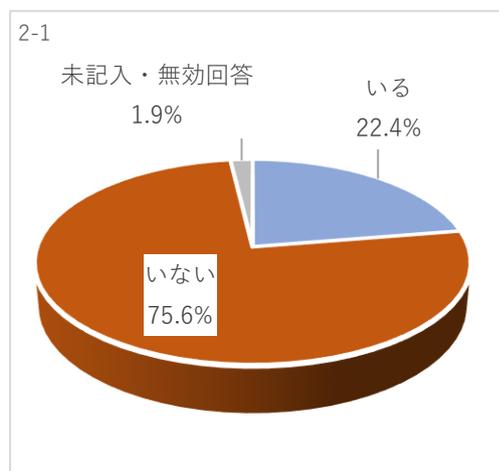
「その他」の主な内容

- ・全般的に不安がある。もしもの時は不安。
- ・将来のことは想像できない。色々な状況があると思う。
- ・(家族がいるので) 不安はない。今のところ心配していない。

<一般市民>

2-1 「あなたの周りに今後成年後見制度の利用が必要と思われる方はいますか」

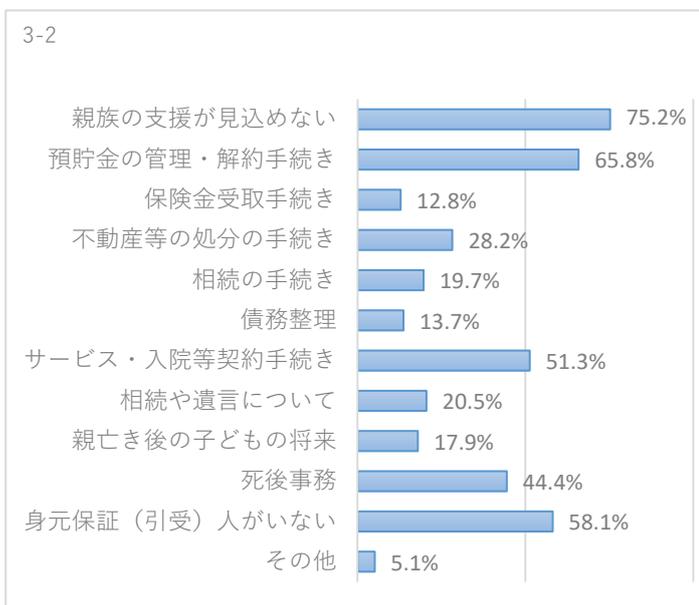
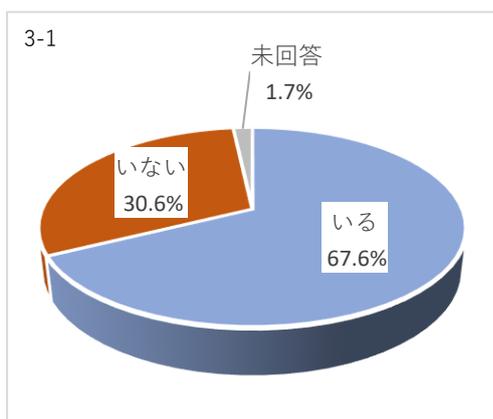
2-2 「なぜ必要と思われますか」



<事業所>

3-1 「今後成年後見制度が必要と思われる方はいますか」

3-2 「なぜ必要と思われますか」

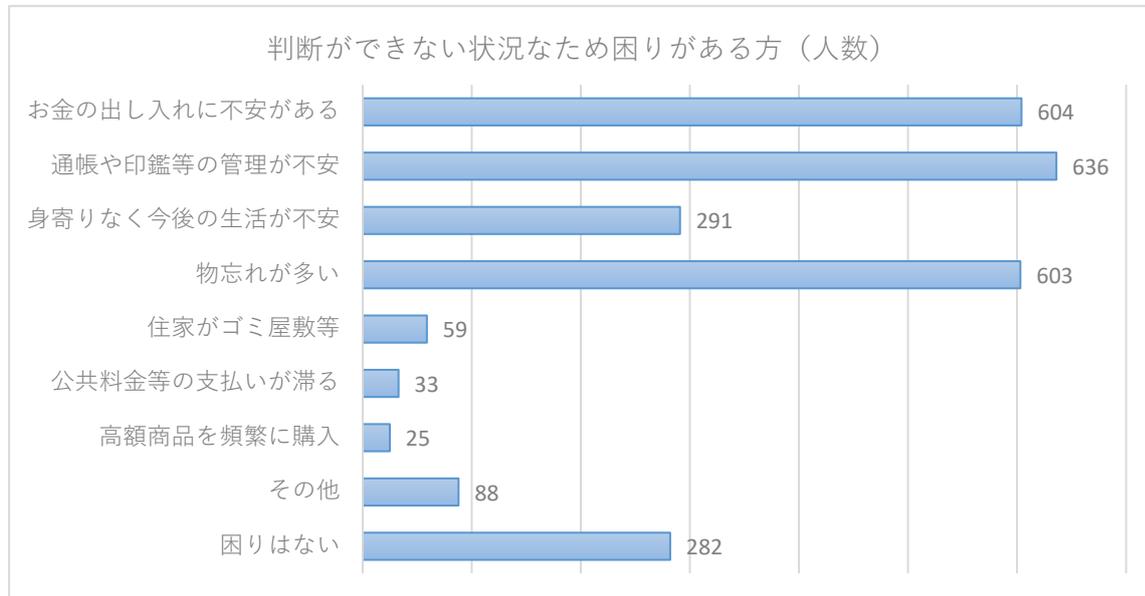


「その他」の主な内容

- ・現在は親族が支援しているが、その方も高齢の為。
- ・コロナにて県外在住の親族等が支援できない
- ・医療的判断（手術をするか否か等）、退居判断や他施設への転居判断。

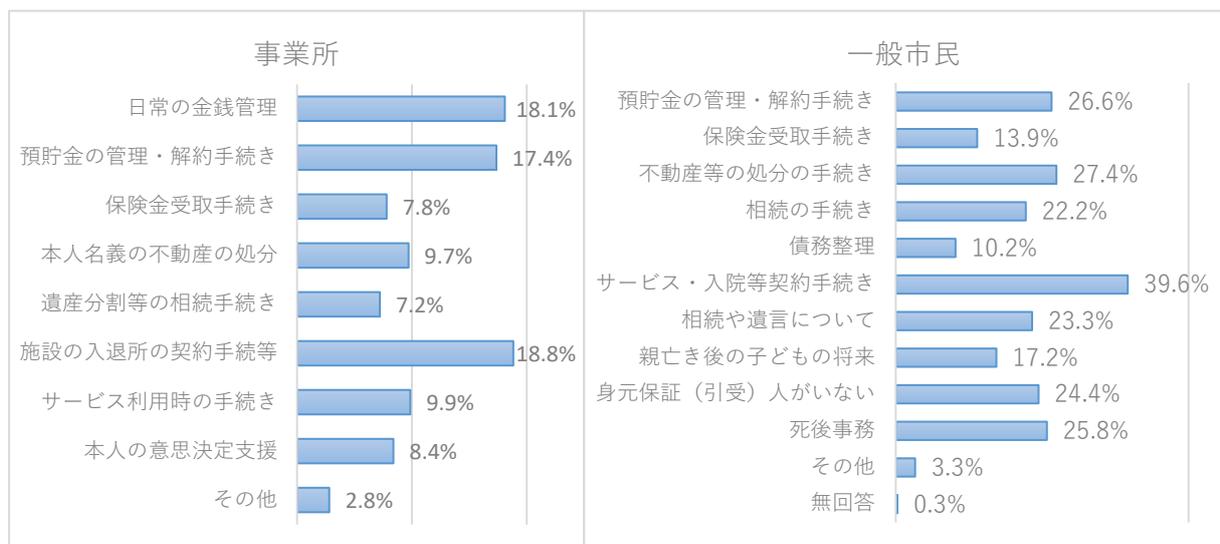
## ② サービス利用者の困り事

事業所に「貴施設又は関係機関の利用者の中で、判断が出来ない状況のため困りがあると思われる人数」について質問したところ、「通帳や印鑑等の管理が不安」とする人が 636 人と多く、「お金の出し入れに不安がある」「物忘れが多い」が 600 人を超え、多い状況となっております。



## ③ 成年後見制度に望むこと

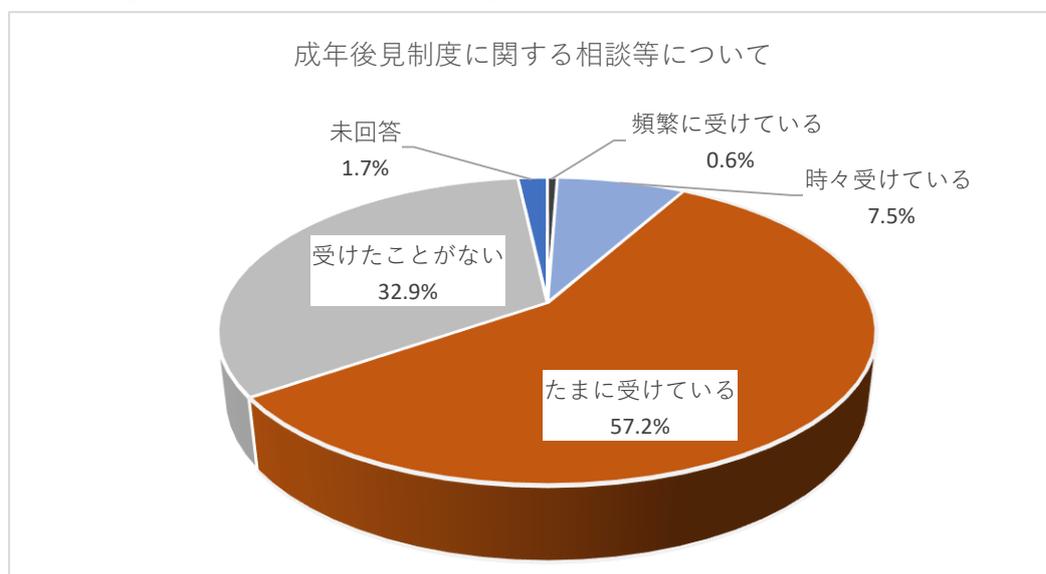
「事業所」は「施設の入退所の契約手続き」が 18.8% と多く、「日常の金銭管理」「預貯金の管理・解約手続き」の順に多くなっています。「一般市民」は「サービス・入院等契約手続き」が 39.6% と多く、「不動産等の処分の手続き」「預貯金の管理・解約手続き」の順に多くなっています。



### (3) 事業所の対応状況

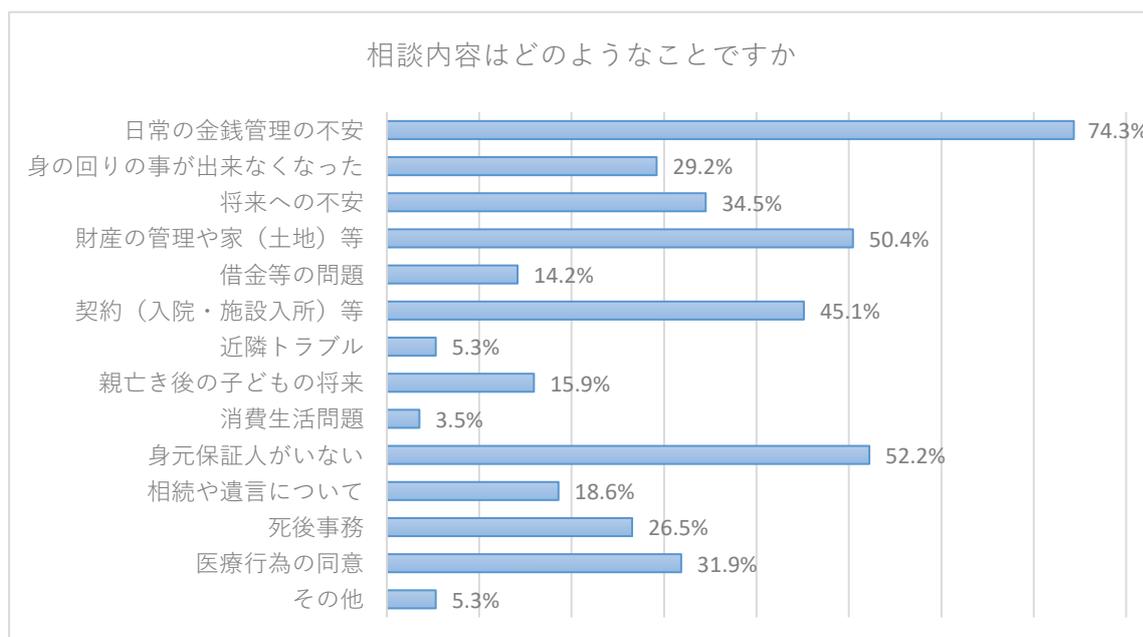
#### ①事業所への相談状況

事業所の相談受付状況としては、「たまに受けている」が57.2%となっており、「受けたことがない」が32.9%となっています。



#### ②相談の内容

相談を受けている事業所の相談内容は、「日常の金銭管理の不安」が74.3%と突出して多く、「財産の管理や家（土地）等の処分」「入院・入所の契約」「身元保証人がいない」ことの割合が高い状況です。「医療行為の同意」についても31.9%と相談が多くなっています。

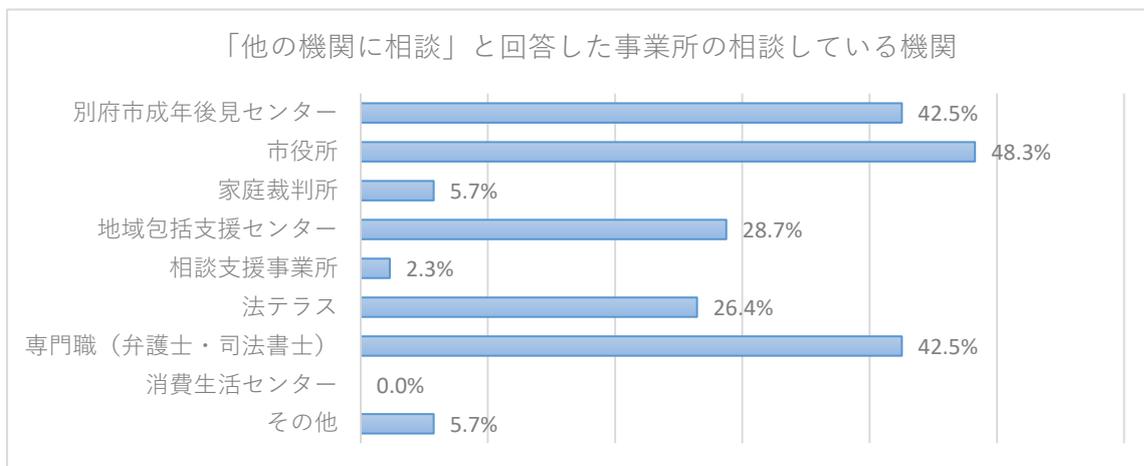
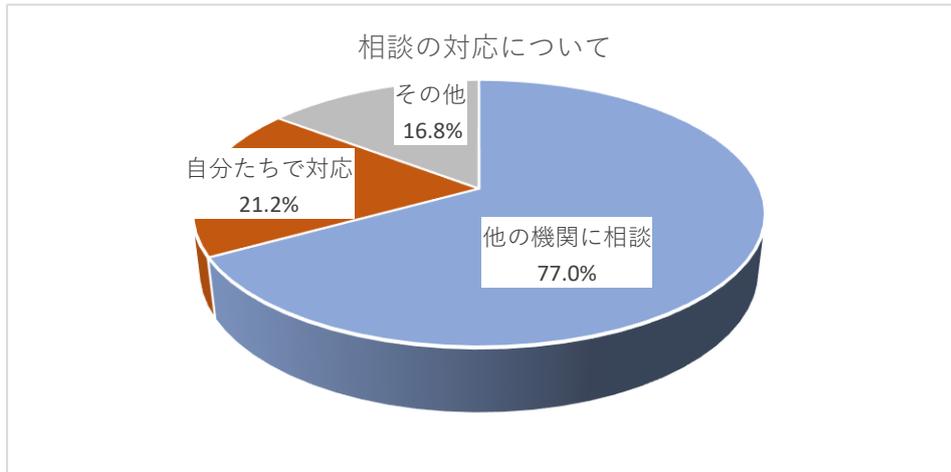


### ③相談の対応について

相談に対する対応は「他の機関に相談」が77.0%、「自分たちで対応」が21.2%、「その他」が16.8%となっています。

「他の機関に相談」している事業所の相談先は「市役所」が48.3%と一番多く、次いで「専門職」と「別府市成年後見センター」が42.5%となっています。

「自分たちで対応している」事業所は、本人やご家族への制度の説明や手続きの援助、状況に応じた提案をしています。

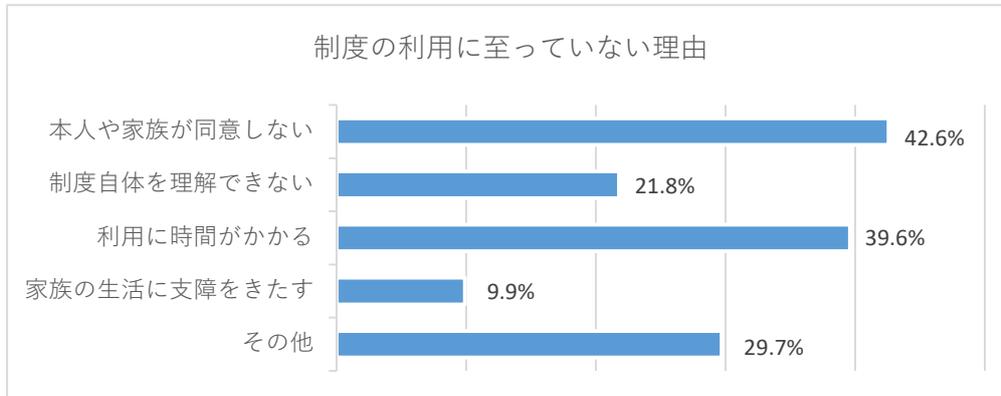


「自分たちで対応している」と答えた場合、どのようなことをしていますか。

- ・本人や家族へ制度の説明、手続きの準備のための援助を一緒に行う。
- ・司法書士の相談会などの情報提供、日常生活支援事業の提案
- ・専門職に連絡をとり、本人や家族との面談の機会を作っている。
- ・身寄りがいない場合は、市長申し立ての手続きをおこなう。

#### ④制度利用に至らない理由

「相談があったが成年後見制度の利用に至らなかった理由」については、「本人や家族が同意しない」が42.6%、「利用に時間がかかる」が39.6%と多くなっています。「その他」としては、「金銭管理をしてきている人（施設）がいる」や「費用」について多く挙げられました。



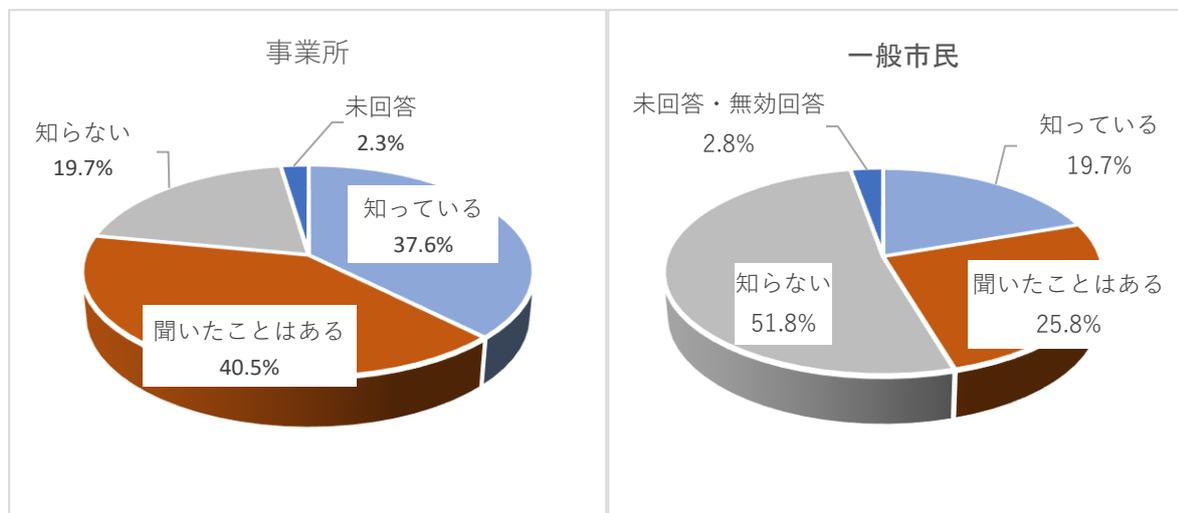
#### 「その他」の主な内容

- ・施設入所に移行した人は、施設が金銭管理をしてくれるため申請に至らないことが多い。
- ・知人が金銭管理をしていますが、本人が納得しており、介入ができない。
- ・費用が捻出できない。

#### (4) 市民後見人について

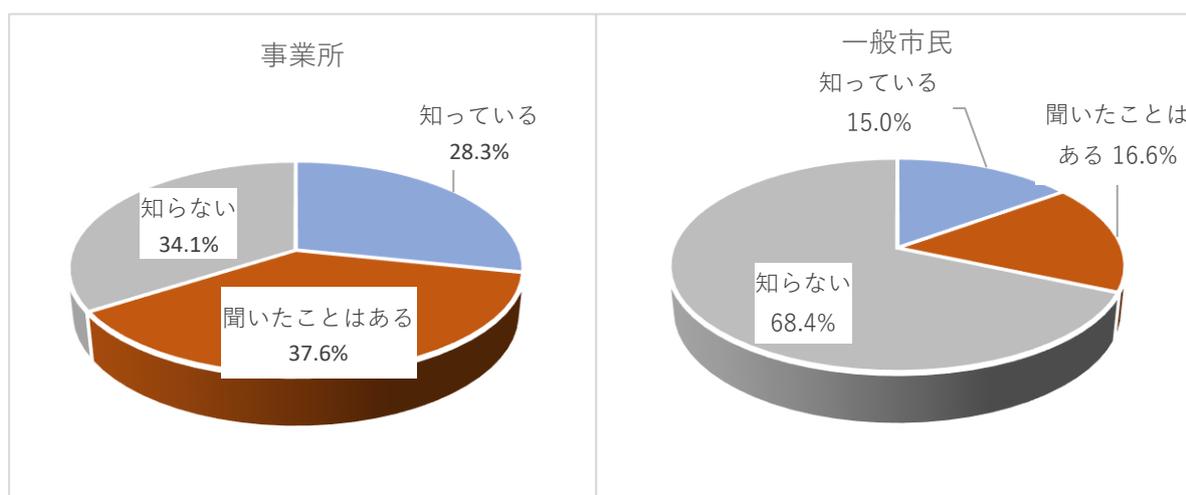
##### ①市民後見人の認知度

「市民後見人について知っていますか」との問いに対し、「知っている」と答えた「事業所」は37.6%、「一般市民」は19.7%、「聞いたことはある」と答えた方はそれぞれ40.5%、25.8%、「知らない」と答えた方は19.7%、51.8%となっています。



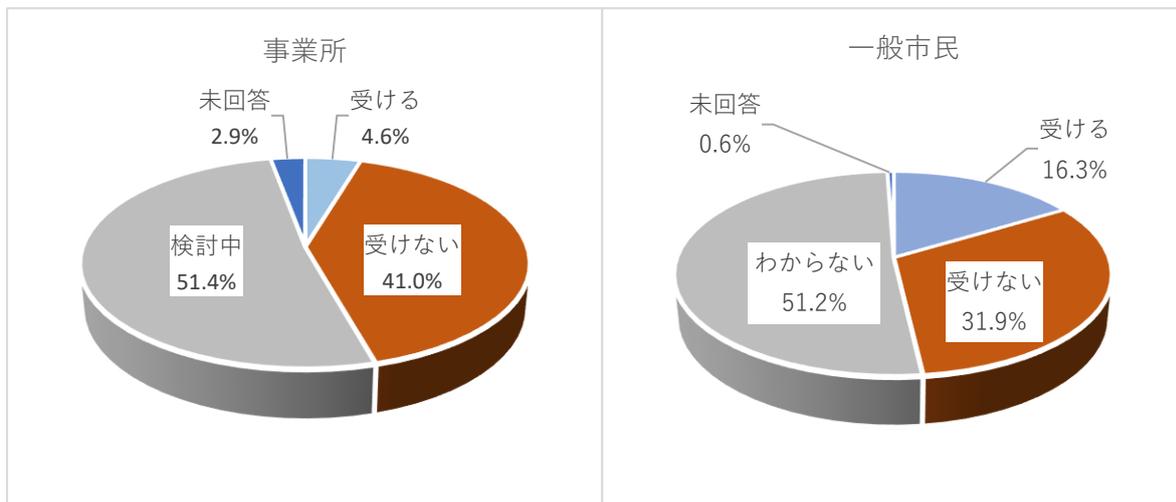
##### ②市民後見人養成講座について

市民後見人養成講座は令和元年度から開始されていますが、「事業所」の34.1%、「一般市民」の68.4%が「知らない」と答えており十分知られていない状況です。



### ③市民後見人養成講座の受講について

市民後見人養成講座の受講については、「検討中」が「事業所」51.4%、「わからない」が「一般市民」51.2%と多く、「受けない」がそれぞれ41.0%、31.9%となっています。



### ④自由記載での市民後見人に関する内容

- ・市民後見人の負担、責任について
- ・親族でもない人が役割を果たせるのか心配。信用できるかわからない。
- ・意欲があれば後見人になることかできるのか。
- ・何名くらいが活動しているのか。

## (5) 成年後見制度の課題（自由記述）

### 【周知・理解に関すること】

- ・制度を知らない市民が多い。
- ・必要となる前に制度や手続きについて知っておくことが必要
- ・講座や説明会など啓発活動に力を入れてほしい
- ・本人や家族が必要性感じない。

### 【手続き等に関すること】

- ・申請手続きに時間がかかる。
- ・手続きが複雑

### 【費用に関すること】

- ・本人負担となる費用が高い
- ・後見人等の報酬について、金額がわからない。
- ・費用に関する情報を明確に表示してほしい。

### 【後見等開始後に関すること】

- ・夜間に連絡が取れない。遠方の後見人等でやり取りに時間がかかる。
- ・後見人によって対応に差がある。
- ・在宅の人の日常的な買い物の費用の管理に困っている。

### 【成年後見制度に関する不安】

- ・後見人等の選ばれ方がわからない。
- ・不正行為の報道を見たことがあり心配な面がある。信用できない。
- ・後見人の対応に疑問を持ったことがあり、不信感がある。

### 【相談に関すること】

- ・相談に行けない人の訪問による支援

### 【成年後見制度で対応できない課題】

- ・手術や入院、延命治療など医療行為にかかる同意
- ・受診時の付き添い
- ・意思決定支援については、病院、施設、相談員が理解して取り組んでいかなければならない

## 4. 課題分析

### (1) 成年後見制度の周知と理解

今後の利用ニーズに対する事業所の回答結果や市長申し立て件数の推移などから見ても、本市における成年後見制度のニーズは高まっていると思われませんが、一般市民の認知度は低い結果となりました。また、制度の利用にあたっては、事業所は制度手続きの複雑さや費用、時間面によるハードルの高さや後見人の仕事内容が正確にわからない等の理由から、一般市民においては財産管理を他人に委ねる抵抗感や後見人への不信感がある等の理由から、利用に至ってない状況がありました。

今後、成年後見制度利用が必要な方に対し利用が円滑に進むためには、支援に関わる事業所等の協力は必須であり、制度の正しい知識と理解を深めるため継続的な情報提供や研修が重要です。一般市民に対しては制度そのものの周知・啓発が必要です。

### (2) 相談窓口の周知

成年後見制度への認知度と同様に、相談窓口の認知も一般市民には低い状況にあります。今困り事がないと感じている方もいますが、いざという時や先々の不安を感じた時に気軽に相談できる地域の身近な専門機関等が必要です。

また、事業所については、成年後見制度が必要な方の支援について、困難性を伴うことが多いため、支援者が相談できる機関と専門機関と連携した相談体制が必要です。

### (3) 人材確保・育成

今後、成年後見制度利用促進により成年後見人などの需要が高まることが見込まれる一方、専門職だけで需要に応えることは難しいと予想されています。市民後見人に期待する一方で、業務や責任に対する負担や信用性についての懸念もあります。相談体制の充実と合わせ、誰もが安心・信頼できる人材の確保・育成が求められます。